

企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（改正平成 24 年 5 月 17 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前	備考
<p>企業会計基準適用指針第 25 号 「退職給付に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: center;">〔平成 11 年 9 月 14 日 日本公認会計士協会 会計制度委員会〕</p> <p style="text-align: center;">改正平成 24 年 5 月 17 日 <u>最終改正平成 27 年 3 月 26 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 25 号 「退職給付に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: center;">〔平成 11 年 9 月 14 日 日本公認会計士協会 会計制度委員会〕</p> <p style="text-align: center;">改正平成 24 年 5 月 17 日 企業会計基準委員会</p>	
<p>適用指針 複数事業主制度の会計処理及び開示 （確定拠出制度に準じた場合の開示）</p> <p>65. 会計基準第 33 項(2)の注記事項である「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額及びその差引額）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。</p> <p><u>「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」について、厚生年金基金の場合は両者の合計額となり、確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないため、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる（第 72-2 項及び第 126-2 項参照、[開示例 3]）。</u></p> <p>なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。</p>	<p>適用指針 複数事業主制度の会計処理及び開示 （確定拠出制度に準じた場合の開示）</p> <p>65. 会計基準第 33 項(2)の注記事項である「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。</p> <p>なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。</p>	

改正後	改正前	備考
<p>適用時期等</p> <p>66. <u>平成 24 年改正の本適用指針（以下「平成 24 年改正適用指針」という。）の適用時期は、会計基準と同様とする。</u></p>	<p>適用時期等</p> <p>66. 本適用指針の適用時期は、会計基準と同様とする。</p>	
<p>67. 会計基準第 35 項に掲げた定め（退職給付債務及び勤務費用の定め並びに特別損益における表示の定め）を適用する場合、<u>平成 24 年改正適用指針における退職給付債務及び勤務費用の定め（第 4 項から第 16 項参照）、計算基礎の定め（第 22 項から第 32 項参照）並びに複数事業主制度の定めの一部（第 63 項及び第 64 項参照）についても、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することが実務上困難な場合には、所定の注記（会計基準第 35 項）を行うことを条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。なお、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。</u></p>	<p>67. 会計基準第 35 項に掲げた定め（退職給付債務及び勤務費用の定め並びに特別損益における表示の定め）を適用する場合、<u>本適用指針における退職給付債務及び勤務費用の定め（第 4 項から第 16 項参照）、計算基礎の定め（第 22 項から第 32 項参照）並びに複数事業主制度の定めの一部（第 63 項及び第 64 項参照）についても、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することが実務上困難な場合には、所定の注記（会計基準第 35 項）を行うことを条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。なお、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。</u></p>	
<p>69-2. <u>平成 27 年改正の本適用指針（以下「平成 27 年改正適用指針」という。）は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>	
<p>議 決</p> <p>71. <u>平成 24 年改正適用指針は、第 243 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>議 決</p> <p>71. <u>本適用指針は、第 243 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	
<p>71-2. <u>平成 27 年改正適用指針は、第 308 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>（新 設）</p>	
<p>結論の背景</p>	<p>結論の背景</p>	

改正後	改正前	備考
<p>経緯</p> <p>72. <u>平成 24 年改正適用指針は、平成 10 年会計基準の実務上の指針として、日本公認会計士協会から公表されていた改正前指針を改正するものであり、主として、改正前指針における退職給付見込額の期間帰属方法の見直し及び開示項目の拡充を行っている。このほか、日本公認会計士協会から公表されていた「退職給付会計に関する Q&A」(以下「Q&A」という。)についても、必要な見直しを行った上で、以下に示した考え方の中に引き継いでいる。なお、改正前指針では、退職給付債務及び勤務費用の算定に用いるデータ等(第 6 項参照)の基準日の考え方、退職率(第 26 項参照)や予想昇給率(第 28 項参照)の考え方、期末において割引率の変更を必要としない範囲(第 30 項参照)について、「退職給付会計に係る実務基準」(日本アクチュアリー会・日本年金数理人会)の一部を抜粋したものを改正前指針の末尾に資料として掲載し、また、平均残存勤務期間(第 37 項参照)の計算例も資料として掲載していたが、<u>平成 24 年改正適用指針はこれらの資料を引き継いでいない。</u></u></p>	<p>経緯</p> <p>72. <u>本適用指針は、平成 10 年会計基準の実務上の指針として、日本公認会計士協会から公表されていた改正前指針を改正するものであり、主として、改正前指針における退職給付見込額の期間帰属方法の見直し及び開示項目の拡充を行っている。このほか、日本公認会計士協会から公表されていた「退職給付会計に関する Q&A」(以下「Q&A」という。)についても、必要な見直しを行った上で、以下に示した考え方の中に引き継いでいる。なお、改正前指針では、退職給付債務及び勤務費用の算定に用いるデータ等(第 6 項参照)の基準日の考え方、退職率(第 26 項参照)や予想昇給率(第 28 項参照)の考え方、期末において割引率の変更を必要としない範囲(第 30 項参照)について、「退職給付会計に係る実務基準」(日本アクチュアリー会・日本年金数理人会)の一部を抜粋したものを改正前指針の末尾に資料として掲載し、また、平均残存勤務期間(第 37 項参照)の計算例も資料として掲載していたが、<u>本適用指針はこれらの資料を引き継いでいない。</u></u></p>	
<p>72-2. <u>平成 24 年 1 月 31 日付で、厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」及び「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について」(以下合わせて「平成 24 年厚生労働省通知」という。)が発出され、厚生年金基金及び確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われた。厚生年金基金における財務諸表の表示方法については、平成 26 年 3 月 24 日付けで発出された厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正等について」(以下「平成 26 年厚生労働省通知」という。)による変更も行われた。</u></p> <p><u>具体的には、厚生年金基金及び確定給付企業年金における貸借</u></p>	<p>(新 設)</p>	

改正後	改正前	備考
<p>対照表について、平成 24 年厚生労働省通知による変更前は「数理債務」（負債）及び「未償却過去勤務債務残高」（資産）が表示されていたが、平成 24 年厚生労働省通知による変更後は「数理債務」から「未償却過去勤務債務残高」を控除した純額が、厚生年金基金の場合は「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）として、確定給付企業年金の場合は「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。「数理債務」の額と「未償却過去勤務債務残高」の額は、原則として、貸借対照表の欄外に注記されることとなった。</p> <p>また、厚生年金基金の場合は、平成 24 年厚生労働省通知による変更前は「数理債務」（負債）と代行部分に該当する「最低責任準備金（継続基準）」（負債）を合計した額が貸借対照表に「給付債務」（負債）として表示されていたが、平成 24 年厚生労働省通知による変更に伴い、「給付債務」（負債）は貸借対照表には表示されなくなった。さらに、平成 24 年厚生労働省通知により「最低責任準備金（継続基準）」（負債）が、「最低責任準備金」（負債）及び「最低責任準備金調整額」（負債）に変更され、平成 26 年厚生労働省通知により「最低責任準備金」（負債）及び「最低責任準備金調整額」（負債）が、「最低責任準備金」（負債）に変更されている。これらの結果、「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）と「最低責任準備金」（負債）を合計した額が「責任準備金」（負債）として表示されることとなった。</p> <p>厚生年金基金及び確定給付企業年金の変更後の表示方法における貸借対照表の表示科目と欄外注記との関係は、次のとおりである（厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表のイメージ図は、「参考（開示例）」の[開示例 3]において示されている。）。</p> <p>(1) 厚生年金基金の場合</p> <p>① 「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）＝「数理債務」（欄外注記の額）－「未償却過去勤務債務残高」（欄外注記の額）</p> <p>② 「責任準備金」（負債）＝「責任準備金（プラスアルファ部分）」（負債）＋「最低責任準備金」（負債）</p>		

改正後	改正前	備考
<p>(2) 確定給付企業年金の場合 「責任準備金」(負債) = 「数理債務」(欄外注記の額) - 「未償却過去勤務債務残高」(欄外注記の額)</p> <p>平成 27 年改正適用指針は、厚生年金基金及び確定給付企業年金における貸借対照表の表示方法のこれらの変更に伴い、必要と考えられる改正を行ったものである。</p>		
<p>確定給付制度の会計処理 退職給付債務及び勤務費用 退職給付債務の計算 (中間又は四半期における退職給付債務の数理計算)</p> <p>74. 退職給付会計における中間会計期間又は四半期累計期間に負担すべき退職給付費用は、期首において算定した退職給付債務に基づく当年度の勤務費用(第 15 項参照)、利息費用(第 16 項参照)、期首の年金資産に基づく期待運用収益(第 21 項参照)、期首の未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異(第 130 項参照)の未処理額の費用処理額等により算定される年間の退職給付費用を按分して計算したものとなるため(「中間財務諸表作成基準」注解(注 2)ハ及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 24 項から第 26 項)、中間期末又は四半期末時点で、退職給付債務の数理計算を行い、これらの費用金額を改めて算定する必要はない。</p> <p>なお、中間会計期間又は四半期累計期間において、その他の包括利益累計額に計上されていた未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を費用処理した場合には、その他の包括利益の調整(組替調整)が生じる(改正前指針の処理によったならば、退職給付に係る負債が増減する。)ことになる(第 33 項(3)参照)(当該費用に係る法人税等調整額についても、その他の包括利益の調整(組替調整)が生じる。)ただし、個別財務諸表においては、当面の間、第 33 項(2)及び(3)</p>	<p>確定給付制度の会計処理 退職給付債務及び勤務費用 退職給付債務の計算 (中間又は四半期における退職給付債務の数理計算)</p> <p>74. 退職給付会計における中間会計期間又は四半期累計期間に負担すべき退職給付費用は、期首において算定した退職給付債務に基づく当年度の勤務費用(第 15 項参照)、利息費用(第 16 項参照)、期首の年金資産に基づく期待運用収益(第 21 項参照)、期首の未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異(第 130 項参照)の未処理額の費用処理額等により算定される年間の退職給付費用を按分して計算したものとなるため(「中間財務諸表作成基準」注解(注 2)ハ及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 24 項から第 26 項を参照)、中間期末又は四半期末時点で、退職給付債務の数理計算を行い、これらの費用金額を改めて算定する必要はない。</p> <p>なお、中間会計期間又は四半期累計期間において、その他の包括利益累計額に計上されていた未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を費用処理した場合には、その他の包括利益の調整(組替調整)が生じる(改正前指針の処理によったならば、退職給付に係る負債が増減する。)ことになる(第 33 項(3)参照)(当該費用に係る法人税等調整額についても、その他の包括利益の調整(組替調整)が生じる。)ただし、個別財務諸表においては、当面の間、第 33 項(2)及び(3)</p>	<p>字句の訂正</p>

改正後	改正前	備考
<p>の定めを適用しないことに留意が必要である（第 70 項参照）。</p>	<p>の定めを適用しないことに留意が必要である（第 70 項参照）。</p>	
<p>年金資産 退職給付信託 （退職給付信託に関する従来の考え方の継続）</p> <p>80. 当委員会は、ステップ 1 の見直し（会計基準第 48 項）で扱う項目を検討する中で、退職給付信託の取扱いについては対象としないこととし、平成 24 年改正適用指針においては改正前指針及び Q&A の取扱いとその考え方を原則としてそのまま踏襲することとした（ただし、平成 10 年会計基準の導入当初の退職給付信託設定時における会計基準変更時差異の取扱いに関連する定めについては、該当する事象が今後は生じないことから引き継いでいない。）。</p>	<p>年金資産 退職給付信託 （退職給付信託に関する従来の考え方の継続）</p> <p>80. 当委員会は、ステップ 1 の見直し（会計基準第 48 項）で扱う項目を検討する中で、退職給付信託の取扱いについては対象としないこととし、本適用指針においては改正前指針及び Q&A の取扱いとその考え方を原則としてそのまま踏襲することとした（ただし、平成 10 年会計基準の導入当初の退職給付信託設定時における会計基準変更時差異の取扱いに関連する定めについては、該当する事象が今後は生じないことから引き継いでいない。）。</p>	
<p>代行返上についての取扱い 代行部分に係る退職給付債務の会計処理 （代行部分に係る未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理）</p> <p>108. 代行返上の会計処理を行う場合には、代行部分に係る未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は発生原因を分析し、その結果、代行部分に個別対応することが明らかとなった部分については、過去分返上認可の日において損益として認識することになる。例えば、未認識過去勤務費用が、厚生年金保険法の改正（日本公認会計士協会「厚生年金保険法改正に係る退職給付会計適用上の取扱い」（平成 12 年 9 月 19 日））を規約に反映したことにより発生したことが明らかな場合がこれに該当するものと考えられる。</p> <p>一方、発生原因を分析し、原因別の対応額を特定することが困難である場合には、過去分返上認可の日において、退職給付債務に占める代行部分の比率により按分することになる（〔設例 10〕）。</p>	<p>代行返上についての取扱い 代行部分に係る退職給付債務の会計処理 （代行部分に係る未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理）</p> <p>108. 代行返上の会計処理を行う場合には、代行部分に係る未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は発生原因を分析し、その結果、代行部分に個別対応することが明らかとなった部分については、過去分返上認可の日において損益として認識することになる。例えば、未認識過去勤務費用が、厚生年金保険法の改正（日本公認会計士協会「厚生年金保険法改正に係る退職給付会計適用上の取扱い」（平成 12 年 9 月 19 日）<u>参照</u>）を規約に反映したことにより発生したことが明らかな場合がこれに該当するものと考えられる。</p> <p>一方、発生原因を分析し、原因別の対応額を特定することが困難である場合には、過去分返上認可の日において、退職給付債務に占める代行部分の比率により按分することになる（〔設例 10〕）。</p>	<p>字句の訂正</p>

改正後	改正前	備考
<p>小規模企業等における簡便法 (小規模企業等における簡便法の適用範囲)</p> <p>109. 平成 24 年改正適用指針は、基本的に、企業会計審議会が平成 10 年 6 月に公表した「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」及び改正前指針の簡便法の考え方を引き継ぐこととしており、簡便法が認められる小規模企業の範囲についても、改正前指針に記載されていた結論をそのまま引き継いでいる（第 47 項参照）。</p>	<p>小規模企業等における簡便法 (小規模企業等における簡便法の適用範囲)</p> <p>109. 本適用指針は、基本的に、企業会計審議会が平成 10 年 6 月に公表した「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」及び改正前指針の簡便法の考え方を引き継ぐこととしており、簡便法が認められる小規模企業の範囲についても、改正前指針に記載されていた結論をそのまま引き継いでいる（第 47 項参照）。</p>	
<p>(簡便法による退職給付債務の計算)</p> <p>112-2. 平成 24 年厚生労働省通知により、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず、欄外に注記されることとなった（第 72-2 項参照）。このため、簡便法による退職給付債務の計算にあたり、年金財政計算上の数理債務の額を用いる場合（第 50 項(2)及び第 51 項(2)参照）には、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額（厚生年金基金の場合は当該「数理債務」の額と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」(負債)の額の合計額)を勘案して退職給付債務を計算することに留意する必要がある。</p>	<p>(簡便法による退職給付債務の計算) (新 設)</p>	
<p>複数事業主制度の会計処理及び開示 (自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準)</p> <p>119-2. 平成 24 年厚生労働省通知により、年金財政計算上の数理債務の額及び未償却過去勤務債務残高は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず、欄外に注記されることとなった（第 72-2 項参照）。このため、複数事業主制度の会計処理において、自社の負担に属する年金資産等の計算を行うときの合理的な基準として、年金財政計算における数理債務の額及び未償却過去勤務債務の額を用いる場合（第 63 項(2)及び(3)参照）に</p>	<p>複数事業主制度の会計処理及び開示 (自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準) (新 設)</p>	

改正後	改正前	備考
<p>は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額（厚生年金基金の場合は当該「数理債務」の額と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」（負債）の額の合計額）及び「未償却過去勤務債務残高」の額を勘案して制度全体の額を算定し、自社の負担に属する年金資産等を計算することに留意する必要がある。</p>		
<p>（確定拠出制度に準じた場合の開示） 126-2. 平成 27 年改正適用指針では、従来は厚生年金基金の貸借対照表に表示されていた「給付債務」（負債）が、平成 24 年厚生労働省通知により厚生年金基金の貸借対照表に表示されなくなったことを受けて、複数事業主制度を採用している場合において、会計基準第 33 項(2)を適用して確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行うときの注記事項である「直近の積立状況等」（第 65 項参照）のうち、「年金財政計算上の給付債務の額」を変更すべきかについて検討を行った。</p> <p>検討の結果、当該注記は将来の負担額の見込みに関する目安としての開示である（第 125 項参照）ことに鑑み、従来と実質的に同じ内容の注記を求めることとし、平成 27 年改正適用指針においては、名称を「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」と変更して、注記すべき金額を明らかにすることとした（第 65 項参照）。確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないことから、年金財政計算上の数理債務の額のみとなるため、注記対象が確定給付企業年金のみの場合には、注記において使用する名称を「年金財政計算上の数理債務の額」とすることが考えられる。</p> <p>なお、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず欄外に注記されているため、注記の額を計算するにあたっては、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」（負債）の</p>	<p>（確定拠出制度に準じた場合の開示） （新 設）</p>	

改正後	改正前	備考
額に基づき注記の額を計算することに留意する必要がある。		
<p>適用時期等</p> <p>127. 平成 24 年改正適用指針の適用により、複数事業主制度の会計処理について、会計方針の変更が生じる場合がある（第 119 項及び第 121 項参照）。当該変更は当期純利益及び利益剰余金に影響を与えるものであることから、当該複数事業主制度の会計処理に関する定めについては、会計基準第 35 項の対象となる定めと併せて期首から適用することとした（第 67 項参照）。</p>	<p>適用時期等</p> <p>127. 本適用指針の適用により、複数事業主制度の会計処理について、会計方針の変更が生じる場合がある（第 119 項及び第 121 項参照）。当該変更は当期純利益及び利益剰余金に影響を与えるものであることから、当該複数事業主制度の会計処理に関する定めについては、会計基準第 35 項の対象となる定めと併せて期首から適用することとした（第 67 項参照）。</p>	
<p>128. 会計基準及び平成 24 年改正適用指針の適用によって会計方針が変更され、退職給付に係る負債（又は資産）の金額が変動する結果、新たに繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されることがある。この場合、会計方針の変更の影響額には、適用時点における当該繰延税金資産の回収可能性の判断（企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」（平成 10 年 10 月）及び日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成 11 年 11 月）等に照らして判断をする。）に伴う影響額も含まれることに留意が必要である（第 69 項参照）（なお、会計基準第 34 項の適用に伴うものは、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に反映させることとなる。ただし、個別財務諸表における当面の取扱い（会計基準第 39 項）により、個別財務諸表には適用されないことに留意が必要である。）。</p>	<p>128. 会計基準及び本適用指針の適用によって会計方針が変更され、退職給付に係る負債（又は資産）の金額が変動する結果、新たに繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されることがある。この場合、会計方針の変更の影響額には、適用時点における当該繰延税金資産の回収可能性の判断（企業会計審議会「税効果に係る会計基準」（平成 10 年 10 月）及び日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成 11 年 11 月）等に照らして判断をする。）に伴う影響額も含まれることに留意が必要である（第 69 項参照）（なお、会計基準第 34 項の適用に伴うものは、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に反映させることとなる。ただし、個別財務諸表における当面の取扱い（会計基準第 39 項）により、個別財務諸表には適用されないことに留意が必要である。）。</p>	字句の修正
<p>129. 第 16 項及び第 21 項の定めは、従来（改正前指針）の取扱いを明確にするものであり、会計基準及び平成 24 年改正適用指針の適用による会計方針の変更には該当しないことに留意が必要である。</p>	<p>129. 第 16 項及び第 21 項の定めは、従来（改正前指針）の取扱いを明確にするものであり、会計基準及び本適用指針の適用による会計方針の変更には該当しないことに留意が必要である。</p>	
129-2. 平成 27 年改正適用指針の公表日時点において、厚生年金基	(新 設)	

改正後	改正前	備考
<p>金及び確定給付企業年金の財務諸表は変更後の表示方法により作成されていることから、平成 27 年改正適用指針は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとした。</p> <p>なお、平成 27 年改正適用指針の適用については、表示方法の変更として取り扱うため、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 14 項の定めに従って、表示する過去の期間における本適用指針第 65 項の注記についても新たな表示方法を適用することとなる。</p>		
<p>(会計基準変更時差異)</p> <p>130. 会計基準変更時差異（平成 10 年会計基準の適用初年度の期首における、積立状況を示す額とそれ以前の会計基準により計上された退職給与引当金等の金額との差額）について、改正前指針は 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理することを定めていたが、会計基準及び平成 24 年改正適用指針の適用時点で当該会計基準変更時差異の未処理額の残高がある場合には、税効果を調整後の残高を退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に計上した上で（〔設例 3〕）、この費用処理を継続しなければならない点に留意が必要である（この場合、第 33 項の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理に準じるものとする。）。また、会計基準変更時差異の費用処理年数は、平成 10 年会計基準適用時に決定した後は、原則として変更できないが、平成 10 年会計基準の適用初年度に在職した従業員のその後の大量退職により、会計基準変更時差異の未処理額の残高が実態に合致しなくなった場合には、早期償却のために費用処理年数の変更又は一時償却を検討することが必要になることがある点に留意が必要である。</p>	<p>(会計基準変更時差異)</p> <p>130. 会計基準変更時差異（平成 10 年会計基準の適用初年度の期首における、積立状況を示す額とそれ以前の会計基準により計上された退職給与引当金等の金額との差額）について、改正前指針は 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理することを定めていたが、会計基準及び本適用指針の適用時点で当該会計基準変更時差異の未処理額の残高がある場合には、税効果を調整後の残高を退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に計上した上で（〔設例 3〕）、この費用処理を継続しなければならない点に留意が必要である（この場合、第 33 項の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理に準じるものとする。）。また、会計基準変更時差異の費用処理年数は、平成 10 年会計基準適用時に決定した後は、原則として変更できないが、平成 10 年会計基準の適用初年度に在職した従業員のその後の大量退職により、会計基準変更時差異の未処理額の残高が実態に合致しなくなった場合には、早期償却のために費用処理年数の変更又は一時償却を検討することが必要になることがある点に留意が必要である。</p>	

設 例

次の設例は、会計基準及び本適用指針で示された内容についての理解を深めるために参考として示されたものであり、前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

[設例 1] 退職給付債務及び勤務費用の計算例（期間定額基準）－退職一時金制度

以下、退職一時金制度の退職給付債務及び勤務費用を期間定額基準（第 11 項(1)参照）によって計算する場合について設例により述べるが、これは計算手法を理解するための一例であり、実務に適用する場合は会社の退職金規程や実態などに応じて年金数理計算により算定することになることに留意すること。

1. 前提条件

- (1) 37 才、勤続 19 年の○山×夫氏の期首時点の 2001 年 4 月 1 日の退職給付債務及び当期の勤務費用の計算
(定年は 60 才、退職は期末のみ)

氏 名	○山×夫
誕生日	1963年5月1日
入社日	1982年4月1日
割引率②	4.50%
退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準

現在時点	2001年4月 1日	現時点年齢	37	現時点での勤務年数	19
期末時点	2002年3月31日	期末時点年齢	38	期末時点の勤務年数	20

- (2) 退職金（一時金）の算定方法（給付算定式）
「退職時の給与 × 支給倍率」
ただし、支給倍率は生存退職と死亡退職により異なっている。
- (3) 「退職確率」・「死亡確率」
「退職率」とは、その年齢において生存退職する率をいう（第26項参照）。
「死亡率」とは、その年齢において死亡する率をいう（第27項参照）。
「退職確率」は、上記「退職率」を基に、現在ある年齢の人が、定年までの特定の年齢において生存退職する確率をいう。
「死亡確率」は、上記「死亡率」を基に、現在ある年齢の人が、定年までの特定の年齢において死亡退職する確率をいう。

したがって、「退職確率」と「死亡確率」の合計は、ある年齢の人が、定年までに生存退職又は死亡退職をする確率となるから、その合計は100%となる。

なお、自己都合退職と会社都合退職（定年退職、死亡退職を含む。）ごとに退職給付額が異なる場合があるが（第7項参照）、設例の簡略化のため両者を区別していない。

(4) 企業年金制度等の場合

第7項に従って、予想退職時期ごとに、従業員に支給されると見込まれる退職給付額を求める。

その計算結果を、表1-1から表1-3の「④生存退職金見積額」及び「⑤死亡退職金見積額」に代入して計算する。

2. 計算結果とその算定方法

	退職給付債務 期首残高	勤務費用	利息費用	当期退職 給付額（注）	退職給付債務 期末残高
金額	4,411,945	242,655	198,538	-30,938	4,822,200
算定方法	①=表1-1より	表1-2より	期首残高① ×割引率②	表1-3より	表1-3より

（注）当期退職給付額は、当期首に見積られた当期の退職率に基づき計算された数理計算上の退職給付見積額である。当該見積額と実際の当期退職給付額との差異が数理計算上の差異の一部として期末において退職給付債務の再見積り計算の結果認識される。

表 1-1 : 退職一時金について、期首時点で期首時点の退職給付債務を計算する例

37 才、勤続 19 年の○山×夫氏の期首時点 (2001/4/1) の退職給付債務の計算 (定年は 60 才、退職は期末のみ)

氏名	○山×夫	誕生日	1963/5/1	入社日	1982/4/1	退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
現在時点	2001/4/1	現時点年齢	37	現時点での勤務年数	19	割引率	4.50%
期首時点	2001/4/1	期首時点年齢	37	期首時点の勤務年数	19		

予想退職時期	予想退職時期の年齢	予想退職時見積給与	生存退職支給倍率	死亡退職支給倍率	生存退職金見積額	死亡退職金見積額	退職確率	死亡確率	退職給付見込額 $(8)=(4) \times (6) + (5) \times (7)$	退職時の勤務年数	期首時点の勤務年数	期首までに発生していると認められる額 $(11)=(8) / (9) \times (10)$	残存勤務期間	割引係数 $(13)=1 / (1 + \text{割引率})^{(12)}$	割引計算された金額 $(14)=(11) \times (13)$		
		①	②	③	④=①×②	⑤=①×③	⑥	⑦		⑨	⑩		⑫		⑭=⑪×⑬		
2001/4/1	37	359,000	13.1	16.8	4,702,900	6,031,200	0.000%	0.000%	0	19	19	0	0	1.00000	0		
2002/3/31	38	371,000	14.2	18.1	5,268,200	6,715,100	0.470%	0.092%	30,938	20	19	29,392	1	0.95694	28,126		
2003/3/31	39	383,600	15.5	19.5	5,945,800	7,480,200	0.376%	0.099%	29,762	21	19	26,927	2	0.91573	24,658		
2004/3/31	40	396,200	16.9	20.8	6,695,780	8,240,960	0.298%	0.110%	29,018	22	19	25,061	3	0.87630	21,961		
2005/3/31	41	408,800	18.2	22.2	7,440,160	9,075,360	0.293%	0.122%	32,872	23	19	27,155	4	0.83856	22,771		
2006/3/31	42	421,400	19.6	23.5	8,259,440	9,902,900	0.288%	0.132%	36,859	24	19	29,180	5	0.80245	23,416		
2007/3/31	43	434,000	20.9	24.9	9,070,600	10,806,600	0.291%	0.145%	42,065	25	19	31,969	6	0.76790	24,549		
2008/3/31	44	445,800	22.2	26.3	9,896,760	11,724,540	0.359%	0.158%	54,054	26	19	39,501	7	0.73483	29,027		
2009/3/31	45	457,600	23.5	27.8	10,753,600	12,721,280	0.405%	0.173%	65,560	27	19	46,135	8	0.70319	32,441		
2010/3/31	46	469,400	24.9	29.2	11,688,060	13,706,480	0.438%	0.191%	77,373	28	19	52,503	9	0.67290	35,330		
2011/3/31	47	481,200	26.2	30.7	12,607,440	14,772,840	0.468%	0.211%	90,174	29	19	59,079	10	0.64393	38,043		
2012/3/31	48	493,000	27.5	32.1	13,557,500	15,825,300	0.528%	0.230%	107,982	30	19	68,388	11	0.61620	42,141		
2013/3/31	49	501,800	28.7	33.3	14,401,660	16,709,940	0.541%	0.248%	119,354	31	19	73,152	12	0.58966	43,135		
2014/3/31	50	510,600	30.0	34.4	15,318,000	17,564,640	2.623%	0.268%	448,864	32	19	266,513	13	0.56427	150,386		
2015/3/31	51	519,400	31.2	35.6	16,205,280	18,490,640	2.617%	0.284%	476,606	33	19	274,409	14	0.53997	148,174		
2016/3/31	52	528,200	32.5	36.7	17,166,500	19,384,940	3.542%	0.302%	666,580	34	19	372,501	15	0.51672	192,479		
2017/3/31	53	537,000	33.7	37.9	18,096,900	20,352,300	4.324%	0.321%	847,841	35	19	460,256	16	0.49447	227,583		
2018/3/31	54	541,000	35.5	39.3	19,205,500	21,261,300	5.303%	0.340%	1,090,756	36	19	575,677	17	0.47318	272,397		
2019/3/31	55	545,000	37.2	40.6	20,274,000	22,127,000	10.120%	0.353%	2,129,837	37	19	1,093,700	18	0.45280	495,228		
2020/3/31	56	548,500	38.0	41.2	20,843,000	22,598,200	10.681%	0.337%	2,302,397	38	19	1,151,198	19	0.43330	498,816		
2021/3/31	57	552,000	38.7	41.8	21,362,400	23,073,600	10.101%	0.306%	2,228,421	39	19	1,085,641	20	0.41464	450,153		
2022/3/31	58	554,700	39.4	42.4	21,855,180	23,519,280	10.019%	0.267%	2,252,467	40	19	1,069,922	21	0.39679	424,532		
2023/3/31	59	557,300	40.0	43.1	22,292,000	24,019,630	8.645%	0.220%	1,979,987	41	19	917,555	22	0.37970	348,396		
2024/3/31	60	560,000	40.7	43.7	22,792,000	24,472,000	22.189%	0.172%	5,099,409	42	19	2,306,875	23	0.36335	838,203		
								94.919%	5.081%							退職給付債務	4,411,945
								100.000%									

第 4 項(1)「退職により見込まれる退職給付の総額 (退職給付見込額) の見積り」に対応

第 4 項(2)「退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の計算」に対応

第 4 項(3)「退職給付債務の計算」に対応

表 1-2 : 退職一時金について、期首時点で当期の勤務費用を計算する例

37 才、勤続 19 年の○山×夫氏の 2002/3 期の勤務費用の計算 (定年は 60 才、退職は期末のみ)

氏名	○山×夫	誕生日	1963/5/1	入社日	1982/4/1	退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
現在時点	2001/4/1	現時点年齢	37	現時点での勤務年数	19	割引率	4.50%
期末時点	2002/3/31	期末時点年齢	38	期末時点での勤務年数	20		

字句等の訂正

予想退職時期	予想退職時期の年齢	予想退職時見積給与	生存退職支給倍率	死亡退職支給倍率	生存退職金見積額	死亡退職金見積額	退職確率	死亡確率	退職給付見込額 (8)=(4)×(6) +(5)×(7)	退職時の勤務年数	当期の勤務年数	当期に発生すると認められる額 (11)=(8)／(9)×(10)	残存勤務期間	割引係数 (13)=1/(1+割引率) ⁽¹²⁾⁻¹	割引計算された金額 (14)=(11)×(13)			
		①	②	③	④=①×②	⑤=①×③	⑥	⑦		⑨	⑩		⑫		⑭=⑪×⑬			
2002/3/31	38	371,000	14.2	18.1	5,268,200	6,715,100	0.470%	0.092%	30,938	20	1	1,547	1	1.00000	1,547			
2003/3/31	39	383,600	15.5	19.5	5,945,800	7,480,200	0.376%	0.099%	29,762	21	1	1,417	2	0.95694	1,356			
2004/3/31	40	396,200	16.9	20.8	6,695,780	8,240,960	0.298%	0.110%	29,018	22	1	1,319	3	0.91573	1,208			
2005/3/31	41	408,800	18.2	22.2	7,440,160	9,075,360	0.293%	0.122%	32,872	23	1	1,429	4	0.87630	1,252			
2006/3/31	42	421,400	19.6	23.5	8,259,440	9,902,900	0.288%	0.132%	36,859	24	1	1,536	5	0.83856	1,288			
2007/3/31	43	434,000	20.9	24.9	9,070,600	10,806,600	0.291%	0.145%	42,065	25	1	1,683	6	0.80245	1,350			
2008/3/31	44	445,800	22.2	26.3	9,896,760	11,724,540	0.359%	0.158%	54,054	26	1	2,079	7	0.76790	1,596			
2009/3/31	45	457,600	23.5	27.8	10,753,600	12,721,280	0.405%	0.173%	65,560	27	1	2,428	8	0.73483	1,784			
2010/3/31	46	469,400	24.9	29.2	11,688,060	13,706,480	0.438%	0.191%	77,373	28	1	2,763	9	0.70319	1,943			
2011/3/31	47	481,200	26.2	30.7	12,607,440	14,772,840	0.468%	0.211%	90,174	29	1	3,109	10	0.67290	2,092			
2012/3/31	48	493,000	27.5	32.1	13,557,500	15,825,300	0.528%	0.230%	107,982	30	1	3,599	11	0.64393	2,318			
2013/3/31	49	501,800	28.7	33.3	14,401,660	16,709,940	0.541%	0.248%	119,354	31	1	3,850	12	0.61620	2,372			
2014/3/31	50	510,600	30.0	34.4	15,318,000	17,564,640	2.623%	0.268%	448,864	32	1	14,027	13	0.58966	8,271			
2015/3/31	51	519,400	31.2	35.6	16,205,280	18,490,640	2.617%	0.284%	476,606	33	1	14,443	14	0.56427	8,150			
2016/3/31	52	528,200	32.5	36.7	17,166,500	19,384,940	3.542%	0.302%	666,580	34	1	19,605	15	0.53997	10,586			
2017/3/31	53	537,000	33.7	37.9	18,096,900	20,352,300	4.324%	0.321%	847,841	35	1	24,224	16	0.51672	12,517			
2018/3/31	54	541,000	35.5	39.3	19,205,500	21,261,300	5.303%	0.340%	1,090,756	36	1	30,299	17	0.49447	14,982			
2019/3/31	55	545,000	37.2	40.6	20,274,000	22,127,000	10.120%	0.353%	2,129,837	37	1	57,563	18	0.47318	27,238			
2020/3/31	56	548,500	38.0	41.2	20,843,000	22,598,200	10.681%	0.337%	2,302,397	38	1	60,589	19	0.45280	27,435			
2021/3/31	57	552,000	38.7	41.8	21,362,400	23,073,600	10.101%	0.306%	2,228,421	39	1	57,139	20	0.43330	24,758			
2022/3/31	58	554,700	39.4	42.4	21,855,180	23,519,280	10.019%	0.267%	2,252,467	40	1	56,312	21	0.41464	23,349			
2023/3/31	59	557,300	40.0	43.1	22,292,000	24,019,630	8.645%	0.220%	1,979,987	41	1	48,292	22	0.39679	19,162			
2024/3/31	60	560,000	40.7	43.7	22,792,000	24,472,000	22.189%	0.172%	5,099,409	42	1	121,414	23	0.37970	46,101			
							94.919%	5.081%								勤務費用	242,655	
									100.000%									

第 15 項(1)「退職給付見込額の見積り」に対応

第 15 項(2)「退職給付見込額のうち当期において発生すると認められる額の計算」に対応

第 15 項(3)「勤務費用の計算」に対応

表 1-3 : 退職一時金について、期首時点で期末時点の退職給付債務を計算する例

37 才、勤続 19 年の○山×夫氏の期末善時点(2002/3/31)の退職給付債務の計算 (定年は 60 才、退職は期末のみ)

氏名	○山×夫	誕生日	1963/5/1	入社日	1982/4/1	退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
現在時点	2001/4/1	現時点年齢	37	現時点での勤務年数	19	割引率	4.50%
期末善時点	2002/3/31	期末善時点年齢	38	期末善時点の勤務年数	20		

字句等の訂正

予想退職時期	予想退職時期の年齢	予想退職時見積給与	生存退職支給倍率	死亡退職支給倍率	生存退職金見積額	死亡退職金見積額	退職確率	死亡確率	退職給付見込額 ⑧=④×⑥+⑤×⑦	退職時の勤務年数	期末時点の勤務年数	期末までに発生すると認められる額 ⑪=⑧/⑨×⑩	残存勤務期間	割引係数 ⑬=1/(1+割引率) ^{⑫-1}	割引計算された金額 ⑭=⑪×⑬
		①	②	③	④=①×②	⑤=①×③	⑥	⑦		⑨	⑩		⑫		
2002/3/31	38	371,000	14.2	18.1	5,268,200	6,715,100	0.470%	0.092%	30,938	20	20	30,938	1	1.00000	30,938
当期退職給付額															30,938

2003/3/31	39	383,600	15.5	19.5	5,945,800	7,480,200	0.376%	0.099%	29,762	21	20	28,344	2	0.95694	27,124	
2004/3/31	40	396,200	16.9	20.8	6,695,780	8,240,960	0.298%	0.110%	29,018	22	20	26,380	3	0.91573	24,157	
2005/3/31	41	408,800	18.2	22.2	7,440,160	9,075,360	0.293%	0.122%	32,872	23	20	28,584	4	0.87630	25,048	
2006/3/31	42	421,400	19.6	23.5	8,259,440	9,902,900	0.288%	0.132%	36,859	24	20	30,716	5	0.83856	25,757	
2007/3/31	43	434,000	20.9	24.9	9,070,600	10,806,600	0.291%	0.145%	42,065	25	20	33,652	6	0.80245	27,004	
2008/3/31	44	445,800	22.2	26.3	9,896,760	11,724,540	0.359%	0.158%	54,054	26	20	41,580	7	0.76790	31,929	
2009/3/31	45	457,600	23.5	27.8	10,753,600	12,721,280	0.405%	0.173%	65,560	27	20	48,563	8	0.73483	35,685	
2010/3/31	46	469,400	24.9	29.2	11,688,060	13,706,480	0.438%	0.191%	77,373	28	20	55,266	9	0.70319	38,863	
2011/3/31	47	481,200	26.2	30.7	12,607,440	14,772,840	0.468%	0.211%	90,174	29	20	62,189	10	0.67290	41,847	
2012/3/31	48	493,000	27.5	32.1	13,557,500	15,825,300	0.528%	0.230%	107,982	30	20	71,988	11	0.64393	46,355	
2013/3/31	49	501,800	28.7	33.3	14,401,660	16,709,940	0.541%	0.248%	119,354	31	20	77,002	12	0.61620	47,449	
2014/3/31	50	510,600	30.0	34.4	15,318,000	17,564,640	2.623%	0.268%	448,864	32	20	280,540	13	0.58966	165,424	
2015/3/31	51	519,400	31.2	35.6	16,205,280	18,490,640	2.617%	0.284%	476,606	33	20	288,852	14	0.56427	162,991	
2016/3/31	52	528,200	32.5	36.7	17,166,500	19,384,940	3.542%	0.302%	666,580	34	20	392,106	15	0.53997	211,727	
2017/3/31	53	537,000	33.7	37.9	18,096,900	20,352,300	4.324%	0.321%	847,841	35	20	484,480	16	0.51672	250,341	
2018/3/31	54	541,000	35.5	39.3	19,205,500	21,261,300	5.303%	0.340%	1,090,756	36	20	605,976	17	0.49447	299,636	
2019/3/31	55	545,000	37.2	40.6	20,274,000	22,127,000	10.120%	0.353%	2,129,837	37	20	1,151,263	18	0.47318	544,751	
2020/3/31	56	548,500	38.0	41.2	20,843,000	22,598,200	10.681%	0.337%	2,302,397	38	20	1,211,788	19	0.45280	548,698	
2021/3/31	57	552,000	38.7	41.8	21,362,400	23,073,600	10.101%	0.306%	2,228,421	39	20	1,142,780	20	0.43330	495,169	
2022/3/31	58	554,700	39.4	42.4	21,855,180	23,519,280	10.019%	0.267%	2,252,467	40	20	1,126,233	21	0.41464	466,985	
2023/3/31	59	557,300	40.0	43.1	22,292,000	24,019,630	8.645%	0.220%	1,979,987	41	20	965,847	22	0.39679	383,236	
2024/3/31	60	560,000	40.7	43.7	22,792,000	24,472,000	22.189%	0.172%	5,099,409	42	20	2,428,290	23	0.37970	922,024	
									94.919%	5.081%	退職給付債務					4,822,200
									100.000%							

第 4 項(1)「退職により見込まれる退職給付の総額(退職給付見込額)の見積り」に対応

第 4 項(2)「退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の計算」に対応

第 4 項(3)「退職給付債務の計算」に対応

[設例 2] 退職給付見込額の期間帰属方法（給付算定式基準の考え方）

1. 前提条件

- (1) 退職給付制度 X では、従業員が 10 年超 20 年未満の勤務後に退職した場合、400 の退職一時金を、従業員が 20 年以上の勤務後に退職した場合、500 の退職一時金を支給する。10 年未満で退職した場合、退職一時金は支給しない。
- (2) 退職給付制度 Y では、従業員が 10 年超 20 年未満の勤務後に退職した場合、100 の退職一時金を、従業員が 20 年以上の勤務後に退職した場合、500 の退職一時金を支給する。10 年未満で退職した場合、退職一時金は支給しない。

2. 考え方

- (1) 退職給付制度 X の給付算定式の下では、最初の 10 年間の各年に 40（400 の退職一時金 ÷ 10 年）を帰属させ、次の 10 年間の各年に 10（（500 - 400）の退職一時金 ÷ 10 年）を帰属させる（第 12 項参照）。

なお、従業員が当該給付の支払に必要となる将来の勤務を提供しない可能性を退職給付債務及び勤務費用の計算に反映しなければならない（第 12 項なお書き参照）。

入社 10 年以内に退職すると予想される従業員には、給付を帰属させない。

- (2) 退職給付制度 Y の給付算定式の下では、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となる。この場合、勤続 20 年を超える期間の勤務は、重要な追加の退職給付を生じさせないため、勤続 20 年後に退職すると予想される従業員については、当該期間の給付が均等に生じるとみなした補正により、各年に給付を帰属させる（会計基準第 19 項(2)なお書き）（本適用指針第 13 項参照）。したがって、最初の 20 年間の各年に帰属させる給付は、25（500 の退職一時金 ÷ 20 年）である。

字句等の訂正

10 年から 20 年の間に退職すると予想される従業員について、最初の 10 年間の各年に帰属させる給付は、10（100 の退職一時金 ÷ 10 年）である。当該従業員には、10 年後と予想退職時期との間については、給付を帰属させない。

入社 10 年以内に退職すると予想される従業員には、給付を帰属させない。

[設例 6] 従業員拠出がある企業年金制度（会計基準(注 4)の処理)

1. 前提条件

- (1) F社は、従業員拠出制の確定給付企業年金制度を採用している。
- (2) F社は、数理計算上の差異の費用処理については当期の発生額を翌期から費用処理期間 10年の定率法 (0.206) を採用している。
- (3) 設例で用いている記号は、[設例 4-1] で示したものに加え、次のとおりとする（[設例 7]以降も同じ）。

EC : 従業員からの拠出

- (1) 税効果については、その他の包括利益に関連するものだけを示す。法定実効税率は 40%であり、繰延税金資産の回収可能性は常にあるものとする。

2. X1年度の会計処理

X1年4月1日における数理計算（割引率は 5.0%、長期期待運用収益率は 5.0%）の結果、X1年4月1日からX2年3月31日までの勤務費用、利息費用及び期待運用収益はそれぞれ 700、500（＝退職給付債務期首残高 10,000×割引率 5.0%）、350（＝年金資産期首残高 7,000×長期期待運用収益率 5.0%）と計算された。また、当期における年金資産からの年金給付支払額及び掛金拠出額は 200 及び 800 であった。

X2年3月31日における数理計算による退職給付債務は 11,000 と計算され、年金資産の時価は 8,100 であった。当年度における年金資産の実際運用収益率が、長期期待運用収益率 5.0% を上回ったため数理計算上の差異 150（貸方差異）が発生した。当期の掛金拠出額 800 のうち、従業員からの拠出額が 160 である。

以上を図示すると表 6-1 のようになる。

<表 6-1>

	実際 X1/4/1	退職給 付費用	年金/掛金 支払額	予測 X2/3/31	数理計算 上の差異	実際 X2/3/31
退職給付債務	(10,000)	S (700) I (500)	P 200 ② S 160 ②EC (160)	(11,000)	0	(11,000)
年金資産	7,000	R 350	P (200) ① C 640 ②EC 160	7,950	AGL 150	8,100
退職給付に係る負債	<u>(3,000)</u>	(850)	800	<u>(3,050)</u>	③ 150	<u>(2,900)</u>
退職給付費用		850	(160)			
退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)					{ (150) 60	
未認識数理計算上の差異 (控除：税効果分)	0 (0)			0 (0)	(150) 60	(150) 60
退職給付に係る調整累計額 (その他の包括利益累計額)	<u>0</u>	-	-	<u>0</u>	(90)	<u>(90)</u>

① 事業主による拠出部分

② 従業員による拠出部分

③ 数理計算上の差異の発生額 150 は、発生年度に退職給付に係る負債として認識（退職給付に係る負債を減額）するとともに、退職給付に係る調整額（その他の包括利益）として認識する。当期純利益の計算上は繰り延べられ、翌期から費用処理期間 10年の定率法 (0.206) により費用処理（退職給付費用から控除）する。

(1) 退職給付費用の計上

(借)退職給付費用	850	(貸)退職給付に係る負債	850
-----------	-----	--------------	-----

(2) 掛金拠出時における処理

(借)退職給付に係る負債	640	(貸)現金預金	800
従業員預り金(*1)	160		
(借)退職給付に係る負債	160	(貸)退職給付費用(*1)	160

(*1) 従業員拠出がある企業年金制度を採用している場合、当該拠出額を勤務費用から差し引く(会計基準(注4)参照)。

字句等の訂正

(3) 期末における数理計算上の差異の処理

(借)退職給付に係る負債	150	(貸)退職給付に係る調整額	150
(借)退職給付に係る調整額	60	(貸)繰延税金資産	60

[設例 9] 簡便法による計算例

1. 退職一時金制度のみの場合で第50項(1)②の簡便法を適用

(1) 前提条件

昇給率（不変）		3.5%
割引率（不変）		4.5%
平均残存勤務期間（不変）		15年
X1/4/1	自己都合要支給額	400,000
X1/4/1～X2/3/31	退職金支払額	5,000
X2/3/31	自己都合要支給額	500,000

(2) 計算結果

第50項(1)②による簡便法は、自己都合要支給額に昇給率係数及び割引率係数を乗じたものを退職給付債務とする方法である。【資料1】及び【資料2】から、平均残存勤務期間15年の昇給率係数は1.67535、割引率係数は0.51672と求められるので期末退職給付債務及び当期退職給付費用は、次のように計算される。

	実際 X1/4/1	退職給付 費用	退職金支払	実際 X2/3/31
退職給付債務	(346,275)	(91,568)	5,000	(432,843)
年金資産				
退職給付に係る負債	<u>(346,275)</u>	(91,568)	5,000	<u>(432,843)</u>
① X1/4/1 現在の退職給付債務			=400,000×1.67535×0.51672=346,275	
② X2/3/31 現在の退職給付債務			=500,000×1.67535×0.51672=432,843	
③ X2/3/31 現在の退職給付に係る負債		=432,843		
④ 当期退職給付費用			=432,843-(346,275-5,000)=91,568	

2. 企業年金制度のみの場合で第50項(2)③の簡便法を適用

(1) 前提条件

直近一年前の年金財政計算上の数理債務 ²		50,000
X1/4/1	年金資産の時価	35,000
X1/4/1～	掛金拠出額	7,000
X2/3/31	年金資産の運用益	900
直近の年金財政計算上の数理債務		60,000
X2/3/31	年金資産の時価	42,900

(2) 計算結果

第50項(2)③の簡便法は、年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法で、退職給付に係る負債は年金財政計算上の数理債務から年金資産の時価を控除した額である。この方法に

² 年金財政計算上の数理債務は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている数値である。本設例において、以下同じ。

よる期末退職給付に係る負債及び当期退職給付費用は、次のように計算される。

	実 際 X1/4/1	退職給付 費用	拠出金支払	実 際 X2/3/31
退職給付債務	(50,000)	(10,000)		(60,000)
年金資産	35,000	900	7,000	42,900
退職給付に係る負債	<u>(15,000)</u>	(9,100)	7,000	<u>(17,100)</u>

- ① X2/3/31 現在の退職給付に係る負債 = 60,000 - 42,900 = 17,100
 ② 当期退職給付費用 = 17,100 - (15,000 - 7,000) = 9,100
 又は = (60,000 - 50,000) - 900 = 9,100
 ③ 年金資産の運用益 = 42,900 - 35,000 - 7,000 = 900

3. 退職一時金制度の一部を企業年金制度に移行している場合で第51項(2)による簡便法を適用

(1) 前提条件

昇給率 (不変)		2.0%
割引率 (不変)		4.5%
平均残存勤務期間		20年
直近一年前の年金受給者に係る年金財政計算上の数理債務		10,000
X1/4/1	在籍者の自己都合要支給額(注)	300,000
	在籍者の退職給付債務	184,840
	年金資産の時価	50,000
X1/4/1～ X2/3/31	年金制度への拠出額	10,000
	年金制度からの給付金	5,000
	企業からの退職金支払額	20,000
直近の年金受給者に係る年金財政計算上の数理債務		7,000
X2/3/31	年金資産の時価	55,000
	在籍者の自己都合要支給額(注)	350,000

(注) 自己都合要支給額には年金制度に移行している部分に対応する要支給額を含める。

(2) 計算結果

退職一時金制度の一部を企業年金制度等に移行している企業においては、各制度ごとに計算する方法、移行前の退職一時金制度全体として計算する方法があるが、本設例では後者、つまり在籍する従業員については企業年金制度に移行した部分も含め移行前の退職一時金制度全体としての自己都合要支給額を基に計算した額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については年金財政計算上の数理債務の額をもって退職給付債務とする方法によっている。【資料1】及び【資料2】から、平均残存勤務期間20年の昇給率係数は1.48595、割引率係数は0.41464と求められる。

この場合の期末退職給付債務、退職給付に係る債務及び退職給付費用は、次のように計算される。

	実 際 X1/4/1	退職給付 費用	一時金・ 拠出金支払	実 際 X2/3/31
退職給付債務	(194,840)	(52,807)	20,000 5,000	(222,647)

年金資産	50,000		10,000	
			(5,000)	55,000
退職給付に係る負債	<u>(144,840)</u>	(52,807)	30,000	<u>(167,647)</u>
① X1/4/1 現在の退職給付債務の額	= 300,000 × 1.48595 × 0.41464 + 10,000 = 194,840			
② X2/3/31 現在の退職給付債務の額	= 350,000 × 1.48595 × 0.41464 + 7,000 = 222,647			
③ X2/3/31 現在の退職給付に係る負債	= 222,647 - 55,000 = 167,647			
④ 当期退職給付費用	= 167,647 - (144,840 - 20,000 - 10,000) = 52,807			

(参考)

	在籍者 退職給付債 務 (A)	受給者 数理債務 (B)	退職給付 債務合計 (A) + (B)	年金資産 (C)	字句等の訂正
期首残高	184,840	10,000	194,840	50,000	
当期発生	50,807	2,000	52,807		
当期年金給付支払				(5,000)	
当期拠出金支払				10,000	
当期一時金支払	(20,000)	(5,000)	(25,000)		
期末残高	<u>215,647</u>	<u>7,000</u>	<u>222,647</u>	<u>55,000</u>	

[開示例 3] 複数事業主制度に係る注記

(退職給付に係る注記)

1. 採用している退職給付制度の概要 (会計基準第 33 項(2))

([開示例 1] の見出し 1. と同様の内容を記載する。)

一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理している。

(この設例においては、以下で見出し 3. の項目だけを示しているが、見出し 2. については [開示例 1] と同様である。)

2. 確定拠出制度 (会計基準第 32 項及び第 33 項(2))

確定拠出制度 (確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。) への要拠出額は、X, XXX 百万円であった。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (XX 年 X 月 XX 日現在)

年金資産の額	X, XXX 百万円
年金財政計算上の給付数理債務の額	
<u>と最低責任準備金の額との合計額</u>	<u>X, XXX 百万円</u>
差引額	<u>△XXX 百万円</u>

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 [又は加入人数割合あるいは給与総額割合] (自 XX 年 X 月 XX 日 至 XX 年 X 月 XX 日 [又は XX 年 X 月 XX 日現在])

X %

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 XXX 百万円 [及び繰越不足金 (又は別途積立金) XXX 百万円] である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 X 年の元利均等償却であり、当社グループは、当期の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 XX 百万円を費用処理している。 [また、年金財政計算上の繰越不足金 XXX 百万円については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなる。]

なお、[特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、] 上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しない。

- (注1) 上記(1)(2)については、時点が貸借対照表日と一致しないことがあるため、これを明示する必要がある(第125項参照)。
- (注2) 上記(3)については、将来の負担額の見込みに関する補足説明(第124項参照)の例として、差引額として算定された額に係る今後の取扱いや、指標としての掛金拠出割合等と将来の実際の負担割合との関係を記載している。また、財務諸表上の影響を示すため、損益計算書(又は損益及び包括利益計算書)上の費用処理額も示している。
- (注3) 掛金拠出割合等が参加企業ごとの未償却過去勤務債務等の比率と明らかに乖離している場合(企業ごとに負担割合等が異なる部分がある場合)には、特別掛金に係る拠出割合を示すなど、適宜適切な補足説明を加える必要がある。
- (注4) 複数の企業年金制度について注記する場合には、それぞれの重要性の程度に応じた記載をすることが考えられる(第122項参照)。このため、例えば、定量的な情報については次のような形式によることが考えられる。

(複数の企業年金制度について注記する場合の例)			
(前提) A制度、B制度はそれぞれ単独でも重要性があり、その他の制度についても複数の制度を合算すると重要性があるものとする。			
(例示)			
(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (XX年X月XX日現在)			
	A制度	B制度	その他の制度
年金資産の額	XXX百万円	XXX百万円	XXX百万円
年金財政計算上の給付数理債務の額			
<u>と最低責任準備金の額との合計額</u>	<u>XXX百万円</u>	<u>XXX百万円</u>	<u>XXX百万円</u>
差引額	<u>△XX百万円</u>	<u>△XX百万円</u>	<u>XX百万円</u>
(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (自XX年X月XX日至XX年X月XX日)			
	A制度	B制度	その他の制度
	X%	X%	X% (加重平均値)

- (注5) 「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」について、厚生年金基金の場合は両者の合計額となり、確定給付企業年金の場合は代行部分の給付がないことから、年金財政計算上の数理債務の額のみとなる。また、年金財政計算上の数理債務の額は、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表には表示されず欄外に注記されているため、注記の額を計算するにあたっては、厚生年金基金及び確定給付企業年金の貸借対照表の欄外に注記されている「数理債務」の額と貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」(負債)の額に基づき注記の額を計算することに留意する必要がある。

なお、注記対象が確定給付企業年金のみの場合には、注記において使用する名称を「年金財政計算上の数理債務の額」とすることが考えられる(第65項及び第126-2項参照)。

【年金財政計算における貸借対照表のイメージ図】

本開示例が想定している年金財政計算における貸借対照表の構成内容は、次のとおりである。

純資産(資産)	純資産(負債)
	給付債務 └─ 数理債務 └─ 最低責任準備金 (代行部分)
未償却過去勤務債務 残高等	
基本金(不足金)	

本開示例における年金資産
 = 純資産(資産) - 純資産(負債)

※ 上記は基本金が不足金である場合

① 厚生年金基金(基本金が不足金の場合)

純資産(資産)	純資産(負債)
	責任準備金(プラス アルファ部分) ----- 最低責任準備金
基本金(不足金)	

本開示例における年金資産
 = 純資産(資産) - 純資産(負債)
 「責任準備金(プラスアルファ部分)」
 = 「数理債務」(欄外注記の額) - 「未償
 却過去勤務債務残高」(欄外注記の額)

(注記) 数理債務 XXX 未償却過去勤務債務残高 XXX (※)

② 確定給付企業年金(基本金が不足金の場合)

純資産(資産)	純資産(負債)
	責任準備金
基本金(不足金)	

本開示例における年金資産
 = 純資産(資産) - 純資産(負債)
 「責任準備金」
 = 「数理債務」(欄外注記の額) - 「未償
 却過去勤務債務残高」(欄外注記の額)

(注記) 数理債務 XXX 未償却過去勤務債務残高 XXX (※)

(※) 貸借対照表の欄外に、数理債務と未償却過去勤務債務残高が注記されていない場合には、基金又は制度の受託者がそれらの数値を把握しているものと考えられる。

以 上